

第10次笠間市交通安全計画の概要(案)

1. 策定根拠 交通安全対策基本法第26条第1項に基づき、笠間市交通安全対策協議会（会長：笠間市長）が策定する。
2. 策定方針 県の第10次交通安全計画に基づき、本市の交通事故状況等を踏まえ策定する。
3. 期間 平成28年度～平成32年度（5年間）

4. 概要

(1) 目標

- ◆年間の交通事故死者数を平成32年度までに3人以下
- ◆年間の交通事故発生件数を平成32年度までに250件以下

(2) 今後の道路交通安全を考える視点（計画の基本的な考え方）

【視点1】安全で円滑な道路交通環境の確保

- 歩行者と自転車の安全確保のための交通環境の整備
- 災害に強い道路交通施設等の整備

【視点2】交通安全教育の充実

- 交通安全教育指導員を中心に小中学生の教育の充実を図る
- 小学生の自転車の安全運転教室の充実を図る

【視点3】関係機関、交通ボランティア等との連携の充実

- 関係機関等との連携の強化を図る
- 活動の支援策の充実を図る

(3) これからの取り組み（講じようとする施策）

①道路交通環境の整備

1. 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ア) 生活道路における交通安全対策の推進
 - イ) 通学路の歩道整備等の推進
 - ウ) 歩行者空間のバリアフリー化
 - エ) 無電柱化の推進
2. 交通安全施設等整備事業の推進
 - 生活道路の速度抑制による交通事故対策の推進
 - 超高齢社会の到来を踏まえた歩行者・自転車対策の推進

②交通安全思想の普及徹底

1. 段階的で体系的な交通安全教育の推進
 - ア) 幼児に対する交通安全教育
 - イ) 小学生に対する交通安全教育
 - ウ) 中学生に対する交通安全教育
 - エ) 高校生に対する交通安全教育
 - オ) 高齢者に対する交通安全教育
 - カ) 障害者に対する交通安全教育

2. 効果的な交通安全教育の推進

3. 交通安全に関する普及活動の推進
 - ア) 交通安全運動の推進
 - イ) 自転車の安全利用の推進
 - ウ) 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底
 - エ) チャイルドシートの正しい着用の徹底
 - オ) 反射材用品の普及促進
 - カ) 効果的な広報の実施
 - キ) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

4. 交通ボランティア等の活動支援

5. 住民の参加・協働の推進

③安全運転の確保

1. 高齢運転者の対策の充実
2. シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底
3. 安全運転管理の推進

④道路交通秩序の維持

⑤救助・救急活動の充実

⑥被害者支援の推進

⑦災害時の緊急措置